

御宿町告示第 6 号

御宿町議会第 1 回定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 2 月 2 8 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 3 月 6 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成18年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年3月6日（月曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（平成17年度御宿町一般会計補正予算第6号）
- 日程第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）
- 日程第 5 議案第 3号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第 6 議案第 4号 千葉県自治センターの解散に関する協議について
- 日程第 7 議案第 5号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 8 議案第 6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第 8号 御宿町収入役を置かない条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 御宿町防犯まちづくり条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 15 議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 14 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 15 号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 16 号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 御宿町在宅高齢者生活管理指導事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 18 号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 19 号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 20 号 御宿町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程の変更 議案第 29 号 平成 18 年度御宿町一般会計予算（提案理由の説明）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	石 井 芳 清 君	2 番	松 崎 啓 二 君
4 番	伊 藤 博 明 君	5 番	吉 野 時 二 君
6 番	川 城 達 也 君	7 番	式 田 孝 夫 君
8 番	瀧 口 義 雄 君	9 番	白 鳥 時 忠 君
10 番	小 川 征 君	11 番	中 村 俊 六 郎 君
12 番	浅 野 玄 航 君	13 番	貝 塚 嘉 軼 君
14 番	新 井 明 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	野口泉君	教育長	岩村實君
職務代理	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
総務課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
教育課長	藤原勇君	農林水産課長	石田義廣君
環境整備課長	井上秀樹君	商工観光課長	米本清司君
建設水道課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君
住民課長			

事務局職員出席者

事務局長	吉野健夫君	係長	市原茂君
------	-------	----	------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

初めに、議会議員として御宿町の発展と向上にご尽力されました式田善隆君が1月8日に逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますのでご起立願います。
黙祷。

（黙祷）

議長（伊藤博明君） 終わり。ご着席願います。

本日、平成18年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は13人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、収入役の野口職務代理者が出席しておりますので、よろしく願い申し上げます。

これより平成18年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承お願いいたします。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成18年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、本年1月8日に逝去されました御宿町議会議員故式田善隆様のありし日の温容を仰ぎ見、安らかなるご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、本日から16日までの日程で、平成18年度一般会計予算案を初めとする予算案件9件、専決処分の報告2件、固定資産評価審査委員選任に関する人事案件1件、収入役を置かない条例の制定の案件外16件の計29議案を審議いただくこととなりますが、開会にあたり平成18年度一般会計予算概要をベースに新年度の方針について申し述べ、私の所信の一端とさせていただきます。

我が国の景気をめぐる状況は、企業収益の改善、設備投資の増加など緩やかに回復しているとされているものの、依然として厳しさの残る雇用情勢、生産の横ばいなど、引き続きさらなる景気回復が望まれる状況にあります。

このような大変厳しい財政環境のもと、町では新たな自治体のあり方に即応できる創造力と的確な問題解決能力育成のためのさまざまな職員研修の導入、また個性豊かなまちづくりを進めていくため、予算配分された事業だけではなく、「できることから始めよう」をテーマに職員の意識改革を重視しながら、持てる能力を最大限発揮し、自治体経営能力の向上を図るため、職員みずから手づくりで推進するゼロ予算事業を初めとするなど、第4次行政改革大綱に基づき行政のより一層の効率化を進める一方で、職員の知恵と工夫により住民サービス向上を目指し、職員一同一丸となって職務を遂行するとともに、地方自治運営の基本理念である最少の経費で最大の効果に努めてまいらなければならないと決意を新たにしているところでございます。

とは申しまして、医療、介護等の自然増に伴う繰り出しなど、経常経費の伸びは年を追うごとに増大の一途をたどっているのが現状であります。行政改革による経費節減にも限界があり、近い将来近隣市町村との合併も視野に入れながら創意工夫を凝らし、行政運営を進めていかなければならないことも事実であります。

それでは、今議会でご審議いただきます平成18年度当初予算編成にあたっての基本的な考え方について申し述べさせていただきます。

平成18年度は、国庫補助負担金の廃止や交付税改革、また税源移譲による国と地方との関係の変化に伴う国への依存度の低下、その一方で地方の自立、自責での歳入確保による施策の展開といった、地方財源の大きな転換点となることを全職員に十分に認識させることが必要であると考えております。その認識の上で、これらの大きな変化に対応し、改革に取り残されることのないよう、新年度を分権時代を踏まえた財政構造の質的転換と意識改革の年度と位置づけ、堅実な予算編成に取り組むことといたしました。

中でも、国依存型から自立した財政構造への質的転換に伴い、歳出における経常経費の一層の圧縮とスリム化を基本に、さらなる歳出改革の徹底に努力いたしますとともに、可能な限り

自主財源の確保に努め、真に町が本来果たすべき役割、施策範囲及び水準を明確にし、これを逸脱しない地域の実情と財政状況に見合った事業展開の推進、さらに「できる限り、これまでどおり」といった意識の払拭等、今後一層想定される財源不足という状況を踏まえ、私の給与を初め、特別職にもご理解をいただき、特例期間をさらに1年間延ばし30%の給与を削減するとともに、職員の不補充や制度改正に伴う調整手当の廃止、管理職手当の見直しなど、人件費の抑制に努め、維持可能な財政運営を見据えた予算編成を心がけました。

こうして、新年度におきましては、重度障害者医療給付費や支給対象拡大となった児童手当などの扶助費、さらに老人保健特別会計における町負担割合の拡大、国民健康保険を初めとする全特別会計への繰出金に関する重点配分がプラス要因となり、民生費を中心とする義務的経費が増額となるものの、御宿中学校施設整備事業の一部であります校舎改築事業の完了、さらに一貫した経費削減の結果、一般会計の予算額は27億3,100万円で前年度より7億6,000万円、21.8%の減となりました。

平成18年度予算の内容につきましては、新たな施策事業を中心に、各分野の主要事業を申し述べさせていただきます。

まず、保健福祉の分野ですが、「だれもが安心して生きがいを持って生活できる町づくり」を基本理念とし、各世代に合わせた予防接種事業や健康診査の実施等、保健事業の充実、さらに高齢者や障害者の方が住みなれた環境の中で生活できるよう、安否確認事業、支援制度の充実など、各種福祉サービスに努めます。

また、平成18年度からの介護保険制度改正に伴い、介護保険事業計画の策定、見直しを行い、地域の実情に合わせた介護サービスの確保、保険給付の適正化を図ってまいります。

前年度からの継続事業であります少子化対策ですが、次世代育成支援計画に基づく子育てを支える新たな地域社会と環境づくりを目指してまいります。

その一方で、今後少子高齢化の進行に伴い、多様な福祉需要が予想されることから、限られた財源の中で、従来の福祉サービスのあり方を見直し、要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者の方々が住みなれた環境の中で引き続き生活できるよう、自立支援を目的とした生活管理指導員派遣、生活管理指導短期入所事業など、将来を見据えた事業を盛り込み、地域の協力を得ながらその制度充実と提供に努めます。緊急性や必要性の高い福祉サービスへと切りかえていく必要があると考えております。

次に、教育の分野ですが、中学校校舎改築事業においては、議員各位及び住民の皆様方のご理解とご協力を賜り、昨年12月に校舎が無事完成し、3学期からは新校舎で学習が行われて

おります。旧校舎の解体につきましては、今月15日完了予定で工事を進めております。

なお、19年度には体育館改築工事も控えておりますことから、引き続きご協力をお願いいたします。

また、各学校では、地域人材活用の推進による地域に根差した学校づくり、さらに保護者を中心とした学校・家庭・地域の連携をもとに、子供たちの安全を目指した地域ぐるみの安全体制の確立に取り組んでまいるとともに、現在検討を重ねております小学校統合問題に関しましては、平成19年4月1日を目途に、岩和田及び御宿小学校両校統合へ向け、御宿小学校校舎一部改善などの早急な準備と条件整備を進めてまいりたいと考えております。

また、少子高齢化など社会情勢を踏まえ、生涯教育、社会体育など社会教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、生活環境の整備では、県道バイパスの接続路線である町道0106号線の改良工事は、18年度中の供用開始を目指し、道路の拡幅、歩道整備を早急に進めております。生活に欠かすことのできない道路、交通網の整備や暮らしやすい環境づくりを基本に、各種工事への迅速な対応、さらに震災や水害時など安全面にも配慮した整備促進に努めてまいります。

また、災害に強い安全な町づくりのため、引き続き区と連携しての地域防災訓練の実施、自主防災組織発足の推進強化等、災害時に関係機関と住民が一体となって災害に対処できる地域ぐるみでの防災体制の確立を目指してまいります。なお、SST「安全で安心な町づくり」に基づき、自治会によりボランティアで実施いただいております海岸方面のパトロールにつきましては、昨今多発する犯罪事例と社会背景等を勘案し、早急に町全域への活動に拡大したく、各区自治会へと協力要請してまいりたいと考えます。さらに、ゼロ予算事業及び犯罪抑止運動の一環として、昨年から実施しております役場職員による町公用車での防犯パトロールを引き続き推進してまいります。

次に、生活環境の整備につきましては、不法投棄監視を目的とする夜間パトロールの強化、粗大ごみ収集の実施、またごみ減量化対策の一環として実施しております生ごみ処理機等購入助成やリサイクルハウス設置など、新年度も継続事業として積極的に取り組んでまいります。

続いて、産業振興の分野ですが、商工業振興策としては、商工会が実施する地域振興事業に対する補助や中小企業利子補給金交付制度の継続に努め、行政と民間協働による地域の活性化へとつなげてまいりたいと考えております。

一方、観光振興、商業の活性化においては、主として観光協会、宿泊業組合との連携により、農・漁業体験を組み入れた参加体験型観光を推進してまいります。その一環として夷隅地域へ

の体験型修学旅行誘致を内容としたリゾート地域再生支援事業の積極的な宣伝活動が予想され、観光及び農林水産関係者との連携を密にし、受け入れ態勢の充実に努力し、問い合わせ、要望等への柔軟な対応に努めたいと考えます。

従来からの「観光の町御宿」といった固定観念にとらわれず、御宿を再発見する意味でも、町単独から夷隅全地域連携へと視野を広げ、体験型、滞在型の交流人口誘致に係る各種産業活性化事業の実現に向け、鋭意検討を重ねてまいります。

次に、漁業の振興につきましては、漁村再生交付金事業であります漁港魚場機能高度化事業を導入し、漁港施設の整備を図るとともに、漁獲共済事業を初め、漁業経営安定のための各種事業等を実施してまいります。

農林業に関しましては、今月下旬に策定完了予定の農村振興基本計画を基本とする中山間地域総合整備事業を、実谷、七本、上布施地区を対象に積極的に推進してまいります。

また、イノシシ対策につきましては、猟友会の協力のもと、駆除体制の強化及び助成対策等のさらなる検討を重ねてまいります。

最後に、市町村合併につきましては、当面は単独での地方自治を目指し、住民福祉向上を基軸に地域の均衡ある発展を図りつつ、行政運営に邁進していくものの、合併は町の将来を左右する大変重要な問題であり、避けて通ることのできない課題であります。今後、新合併特例法の時限立法のもとで、近隣市町村との協議等も視野に入れ、御宿町の進むべき方向性を再度検討することも必要と考えております。ついては、町民の皆様のご意見の集約、調整を第一に進め、行政、議会とともに、将来の地域のあり方について鋭意検討してまいりたいと存じます。

以上、18年度を迎えるに当たり、所信の一端と予算の概要を申し上げましたが、非常に厳しい財政状況の中で、この新年度予算の重みを充分認識し、受益者負担の増大は避けられない時代とはいえ、町づくりの主役は住民の皆様一人一人であることを基本に、職員も努力を重ね、より効果的な事業実施と行政サービス向上に邁進してまいりたいと考えております。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

まず、2月1日、南房総広域水道企業団議会定例会が開催され、平成18年度水道用水供給事業会計予算を初め6議案が、原案どおり可決されました。当町の負担額は1,804万5,000円となっております。

2月20日に千葉県市町村総合事務組合議会定例会において、平成18年度予算外4議案が可決、承認されましたことをご報告いたします。

2月27日、布施学校組合定例会が開催され、平成18年度予算を初めとする4議案が原案ど

おり可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ2,794万2,000円で、当町の負担額は1,449万8,000円となっております。

続いて、28日には夷隅環境衛生組合定例会が開催され、平成18年度予算を初め9議案が原案どおり可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ6億8,222万円で、当町の経常的負担率は2,757万8,416円で、負担率は15.4%となっております。

以上で、諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました29件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。9番、白鳥時忠君、10番、小川 征君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から11日間とし、7日から14日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月16日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間とし、7日から14日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月16日に決定しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度御宿町一般会計補正予算第6号について、提案理由を申し上げます。

本案は、御宿中学校の旧校舎解体工事において特別教室等の廊下天井に石綿が使用されていることがわかりました。石綿の撤去作業は準備期間や粉じんの浮遊状況の調査期間が長く、早急に着手しないと完成工期までに解体工事が間に合わなくなるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、ご承認を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 専決の理由及び補正予算の理由を申し上げます。

御宿中学校の校舎解体工事においては、解体物に石綿が使用されていないか調査をしたところ、特別教室棟の廊下、階段天井に吹き付け材が使用されており、その中に石綿が含有されていることが検査の結果確認されました。その含有量は7%でした。厚生労働省の基準により1%以上含有されている物質については、法令に基づいた作業方法で除去を行わなければならないことになっております。よって、解体前に石綿の除去工事をしなければならないので、工事請負費550万円を補正したものです。財源は繰越金を充当し、補正後の予算総額は37億95万円となりました。

契約の経過について説明いたします。

工事着手前に空気中に石綿が浮遊していないか調べたところ、空気中には石綿は検出されませんでした。1月4日に随意契約により545万円で八街市の太地建設と契約しまして、労働基準監督署に作業工程の承認を受け、2月16日に現場の除去作業に着手し、2月22日に作業は終わりました。除去後の空気中に石綿は含まれていませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

石綿除去工事ということで、今詳細なご説明いただいたわけではありますが、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

この工事におけるマニフェストはどのようになっているのでしょうか。契約と、それからこれ自体は今回石綿除去という部分だけの説明ではありますが、関連になるかと思いますが、旧中学

校解体工事全体の中で、解体工事は開始がいつで完了がいつなのか、もう既に終わっているのかどうか。

それから、その工事の中でその部材、幾つかりサイクルするようなお話もあったわけでありますがけれども、その辺のところは実施状況の中においてどのように処理されたのか、具体的に、そういうことがあったのか、なかったのか。それにつきましてもお答え願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、契約に至るまでの経緯ですが、これにつきましては、12月21日に専決処分をさせていただきまして、翌日直ちに指名審査会を開催いたしました。その際、指名業者、申請のありました業者6社についてお諮りしましたが、解体の工期が限られていること、また工期内に工事が可能かどうかを確認していない6社であったために、期限内に工事が可能かどうかまず確認をとって施工可能な業者から見積もりをとっての随意契約とすることがよいたろうということで、そのように手続をとらせていただきました。

当日22日、6社について電話での聞き取り調査をいたしました結果、2社について施工が可能であることがわかりましたので、それについて見積もりをとるということで手続をさせていただきまして、年内の見積もり提出をお願いしまして、1月4日に太地建設株式会社と随意契約をしたという経緯です。

それと、本体の解体工事は12月15日に引き渡しを受けたその翌日から解体工事を進めさせていただいております。現在、本体はすべて解体をいたしました。今、最終作業をしているところです。解体にあたりましてはそれぞれリサイクルをするということで、ガラス、アルミ、鉄関係そういったものはすべて業者の方でそれぞれリサイクルをして、リサイクル会社の方へ搬送しているというふうに聞いております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） リサイクルをするということで、特段この内容については中学校の中でのリサイクルはなかったということであるようです。わかりました。

それと、後ほどで結構でございますので、どこの最終処分地、最終処分状況、多分契約書の中に添付されておるかというふうに思うんですが、そのマニフェストの提示をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 先ほどのリサイクルのお話ですが、中学校独自のリサイクルと

いうお話でしたが、それはさせていただきます。環境整備課の方等協力いただきまして、リサイクルできるものについては清掃センターの方に搬送して、それを売却するという手続をしました。

1番（石井芳清君） マニフェストは。

教育課長（田中とよ子君） 最終処分地については後ほど資料を提出させていただきます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成18年3月20日から安房郡内の富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町が廃止され、南房総市が設置されることに伴い、南房総広域水道企業団規約の一部を改正するための法手続きにいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

南房総広域水道企業団の構成団体である安房郡の富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、

丸山町及び和田町が平成18年3月20日をもって南房総市を設置することに伴い、南房総広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び南房総広域水道企業団の規約の一部を改正するための変更許可申請等の公的手続において、議会の承認をいただく時間がなく、平成18年1月20日に専決処分をさせていただきました。

南房総広域水道企業団における規約変更手続のスケジュールといたしましては、平成17年12月に知事へ事前協議を提出し、平成18年2月17日までに各議会の議決書または専決書等の取りまとめを行い、平成18年2月中に各首長押印による協議書の作成、平成18年3月中に規約変更手続を行い、規約変更許可までの手続を行うと伺っております。

以上のような手続の流れから、専決処分させていただいたもので、ここにご報告し承認をいただくものです。

なお、この規約の施行日につきましては、平成18年3月20日からとするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今回の専決であります。合併に伴うものと理解をしておりますが、こうした事務の経過において、各構成団体の負担関係、これの増減はあるのでしょうか。また、今日は幾つか類似の議案も出ておりますが、その提案説明のときにその増減があるかなしかの説明も求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設水道課長（井上秀樹君） ただいまの合併による負担割合、それぞれの内容とはいうことですが、これにつきましては現在の構成団体から合併に移るそれぞれの構成団体はそれらの団体のそのままの和であるということで、負担割合は移行します。つまり、変更はなしということ。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号、第4号、第5号、第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8は関連ある議案のため、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、日程第6、日程第7及び日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、一括して提案させていただきます。

議案第3号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、議案第4号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、議案第5号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合により、千葉県自治センター及び千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少すること、また千葉県自治センターは平成18年3月31日をもって解散すること、及びそれに伴う財産の処分並びにこれに伴い千葉県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更等により規約を改正することについて、地方自治法第286条第1項、288条及び289条の規定によりそれぞれ関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から議案第3号から議案第6号までの関連がございますので、一括にて説明させていただきます。

まず、議案第3号でございますが、7地域における市町村の廃置分合により、千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数を減少することにつきまして、協議するものでございます。

具体的には、まず1点目といたしまして、平成17年12月5日から夷隅郡夷隅町、大原町及び岬町を廃止し、新たにいすみ市が設置されたこと。2点目といたしましては、18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町を廃止し、新たに匝瑳市が設置されたこと。3点目といたしましては、平成18年3月20日から安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町が廃止されまして、新たに南房総市が設置されること。4点目といたしましては、平成18年3月27日から香取郡下総町及び大栄町が廃止され、成田市に編入すること。5点目として、同じく平成18年3月27日から山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、新たに山武郡横芝光町が設置されること。6点目といたしましては佐原市、香取郡山田町、栗源町及び小見川町が廃止され、新たに香取市が設置されること。7点目といたしましては、山武郡成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町が廃止され、新たに山武市が設置されること。以上7地域の廃置分合によるものでございます。

また、議案第4号、5号でございますが、千葉県の自治センターにつきましては、千葉県総合事務組合と同様県内全市町村が組織団体になっており、共同処理事務の内容につきましても管理業務を主としているところから、組織の合理化、事務処理の効率化を図り、組織団体の経費負担の軽減に資するということから、平成18年4月1日に両組合を統合するものでございます。これによりまして、自治センターの共同処理事務は千葉県市町村総合事務組合に継承されるため、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散するとともに、その財産につきましては、千葉県市町村総合事務組合にすべて帰属させるものでございます。

次に、議案第6号でございますが、本案は先ほど千葉県自治センターに関する協議にてご説明したものと同様、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である市町村の廃置分合並びに平成18年3月31日をもって千葉県自治センターが解散されることに伴う共同処理する事務の変更等により、千葉県市町村総合事務組合規約の改正が必要となり、協議するものでございます。

改正の主な内容でございますが、千葉県自治センターの事務を継承することに伴い、共同処理している事務に職員共同研修の運営及び職員採用試験の合同実施を追加すること。また、組織団体の数の減少を考慮し、組合議会の議員定数を14名から10名に、副組合長についても2名から1名に削減するとともに、地方自治法の改正状況等を考慮しまして収入役を廃止するこ

とです。そのほか、組織団体間の廃置分合による市町村の削除及び追加を行い、あわせてそれに伴い変更の生じる一部事務組合についても所要の改正を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより、質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

市町村総合事務組合の新たなる事務ということで、規約の改正も今提案があったわけでありますが、第3条の中の13号であります。職員の共同研修というような内容かと思えます。研修につきましてはたしか広域事務組合も同様な事務をもっていたかと理解しております。これらの関係、内容が違うのかどうか。その説明をいただきたいと思えます。

それから、先ほど質問いたしました。本改正に伴う負担関係というのはあるのかないのか。一つは解消ということありますから、その辺はなくなるというふうに思うんですけども、統合された中でその辺はどういうふうになっているのか、ご説明もいただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） まず、職員の研修関係が自治センターで行われたものを、総合事務組合で行うということであると、夷隅広域でやっている研修の内容でございますが、夷隅広域でやっているものは初任者研修、中級者研修等でございます。自治センターで行っているものはそれぞれ専門的な各分野にまたがる研修を実施しているところでございます。

また、共同研修の中と含めて自治センターの方で職員の採用の合同試験もやっております。そういうことの内容を、今度総合事務組合が合わせて実施するという内容でございます。

それともう一点、負担の関係でございますが、ここの研修処理等についての負担については、千葉県振興協会等からの助成をもらって行うというようなことと、今までの財産等については、すべて総合事務組合に帰属するというような関係の中で、町の負担といたしましては、総合事務組合の負担金は退職手当の負担金等の率が多少上がるというのは、合併しようとしまいとその辺の負担金についての率の上がることについては、従前からそういうような内容がございましたので、合併のためのものじゃないというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第 3 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 4 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 5 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 6 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (伊藤博明君) 全員の挙手です。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、10時まで休憩いたします。

(午前 9 時 4 9 分)

議長 (伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 1 0 時 0 5 分)

議案第 7 号の上程、説明、質疑、採決

議長 (伊藤博明君) 日程第 9、議案第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長 (井上七郎君) ただいま議題となりました議案第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、3月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の水上一夫氏を再任いた

したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 略歴を見させていただきましたが、これを見ますと平成元年4月御宿町歴史民俗資料館長から平成12年4月御宿町固定資産評価審査委員会委員、現在に至るということで、これはすべて現職でしょうか。これからは各町の委員につきましては、なるべく兼務しないでたくさんの町民の方々に参加をいただくというような、一定の方針また過去議会でも幾多の議論があったというふうに理解しておりますが、水上氏を再度選任するにあたりまして、その辺の考え方につきまして改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 略歴のうち、平成元年の4月に御宿町歴史民俗資料館長については既に退任されておまして、また平成6年6月から始まります御宿町特別土地保有税審議委員会委員についても既に退任されております。

平成18年度は固定資産税の評価替えの年にあたりまして、納税者の関心も高く、審査申し出も予想されることから、固定資産評価審査委員会委員として経験のあります同氏が適任であり、議会の同意を求めるものでございます。

ただ、ご指摘のように、委員会や審議会の委員さんにつきましては、幅広い分野からご協力いただくことも重要と考えますので、今後については特定の方に集中しないように充分配慮してまいりたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、選挙管理委員会と固定資産審査委員会委員が今兼務ということのようではありますが、それならばきちっと略歴も今後そのように事実経過がわかるような表記の仕方ということが大事ではないかというふうに思います。

そうしますと、選管の委員と固定資産の評価審査委員ということが兼務になるということですが、この辺につきましては、例えば選管の立場ではどのように考えておられるのか、お考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） 選管の委員につきましては、議会から推挙されているという立場

に委員さんはあるかと思えます。そういうことから、やはり公平、公明な方を選挙管理委員会の委員に推薦いただいたということでございます。当然、任期の期間がございますし、また委員を今回かえるというようなことについては、議会の要件になるということですのでよろしくお願ひします。

(石井議員「兼務、固定資産評価委員との兼務……」と呼ぶ)

議長(伊藤博明君) 選管との兼務についてどう思うか。

木原課長。

税務課長(木原政吉君) 固定資産評価委員の選任の件についてお答えしますと、水上氏については職員歴の中で税務課長、担当職を経験され、経験が豊富ということで選任の方をお願いしております。

議長(伊藤博明君) 総務課長。

総務課長(綱島 勝君) 選挙管理委員会と固定資産評価委員を兼ねるということは、法的に別段支障もございませんので、兼ねることはできるものでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行ひます。

議案第7号に賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第7号は可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第10、議案第8号 御宿町収入役を置かない条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第8号 御宿町収入役を置かない条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、御宿町に収入役を置かず、そ

の事務を町長が兼掌することとするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 議案第8号でございますが、今町長の方から提案理由がございましたように、収入役に関する規定につきましては、地方自治法の168条に規定されております。第2項のただし書きにおいては、人口10万人以下の市及び町村では条例で定めるところにより、収入役を置かずに市町村長や助役がその事務を兼任することができるかとされております。

今回提案させていただきます条例の内容でございますが、第1条につきましては収入役を置かないことを規定しております。

次に2条でございますが、収入役を置かないことにより、会計事務については町長部局で処理することになることから、収入役の事務を町長が兼掌し、町長が兼掌できない場合は助役が兼掌する旨を規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日を平成18年4月1日にするとともに、本条例の制定に伴い必然的に改正の必要のある各条例について、所要の改正を行わせていただいたものでございます。

なお、収入役を置かないことにより、人件費の削減ということで約1,300万円の削減になるうかということで、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

収入役を置かない条例ということで、今日は議会に職務代理者も出席されたというご紹介もいただきましたが、まずこの第2条でありますけれども、町長が兼掌するというふうに出たわけですが、先ほど提案説明の中でも長もしくは助役というような説明もあったわけですが、なぜ本町の条例改正においては町長が兼掌するというふうな文言にしたのか、それについての説明をいただきたいと思います。

今回、国の法制度の改正の中では、収入役を置かないというような内容もあるようですが、そうしますとこれまで収入役が務めてきた職責というものがあるわけですが、例えば出納事務またそれらがきちんと法やまた予算に合ったものかどうかということを確認する、

間違いのない執行、そしてまたお金の運用、これも非常に大きな役割であったというふうに思うわけでありますが、その辺につきまして、具体的に改正後の事務がどのようになるのか、本町ではどのように考えておられるのか、それをお伺いをしたいと思います。

また、そうした事務を長が兼掌するという中では、すべての権利関係が長に集中するわけでありまして、この辺はやはり長というのは、例えて言えばアメリカでいえば大統領と同じような権限があるというふうに理解しておりますので、この辺のチェックをどうしていくかというのは、大きな課題であろうと思います。ほかの自治体では、例えば監査委員の充実また外部監査制度の導入、税理士でありますとか公認会計士でありますとか、こうした人を任用いたしまして、誤りのない行政の執行に努めているという例もあるようではありますが、これらにつきましてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） まず、1点目、町長と助役の兼掌ですか、先ほど説明申し上げましたように、町長部局で処理するということからまず町長が兼掌し、町長の事故あるときまた欠けたときについては助役が兼掌するというようなことで制定をさせていただいてございます。

その後の職員の事務の流れ等につきましては、条例で長が収入役の事務を兼掌しなければならないということになれば、収入役の職務を行う長の事務の一部を出納員に委任するか、またこれは決裁権限を専決または代決という形の中で、内部的な事務処理を行うというようなことができるということで、自治法の171条の第4項の規定する考え方の中に基づいてやるということになるかと思えます。

それと、当然予算を編成する側と金銭を出納する側というような形になるかと思えますが、それにつきましては、やはりそれをきちんと分離するというのも自治法の基本的な考え方がございます。そういうことから、ある程度地方自治法の中では10万人未満の市町村は、今電算等のシステムも行き届いてやっていることの中から、会計事務も簡素化されているということから兼掌することになりますが、当然そのチェック機能というものは、今石井議員のおっしゃるように、監査等の中できちんとしたチェックを行っていくという監査機能を充実させることが必要かというふうにも考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） ちょっと、私の質問からは十分な答えではなかったかと思えますが、一番後ろの第2条の関係であります。町長もしくは助役、要するに本町の場合は町長が兼掌するとうたったわけです。提案説明にもありましたが、第2条で収入役の事務は助役が兼掌す

るとうたうところもあるわけですね。第2項の話をしているわけです。それは、本町自体町長と助役がおるわけでありますから、特別職2人、なぜ助役と置かなかったのかと、その理由です、私の聞いているのは。これはあれですか、近い将来助役も抹消するということなんですか。そういうふうに分かればそうなるのじゃありませんか。それについてはどのように、町長とした理由ですね、どういう協議がされたのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それから、町長部局とした中で、具体的にどうするのか。それで今説明もありましたが、チェックが大事だというふうにおっしゃいました。この間、課の設置についての協議もしているわけでありますが、多分税務課に類するような場所と申しましょうか、そうしたものに統廃合するのではないかというように思うわけでありますが、そうしますと税務課も予算を執行いたしますね、今日当初予算などのありますけれども、税務課は1円も予算を執行しないんですか。税務課、要するに収納事務を行う、だれが所管になるんでしょうか、多分課長職を置くんだらうと思いますけれども、その辺はどうするんですか。

例えば、これまでも今本町の職務代理者が出席されておられますけれども、たしか7級職ではなかったというふうに理解をしておりますけれども、そうしますと7級職が自分の予算、要するに収納についてチェックを求めるといったときに、これはその職責できちんとやっていただけだと思いますけれども、なかなか世間的にはわかりづらい言い分があるかと思います。そうしたものを含めまして、具体的にどうされるのかというのが、私の質問であったわけであり

ます。

それから、チェック制度をやはり充実しなくてはならないということをおっしゃったわけでありますが、監査制度、本町も今日議会冒頭に月例監査報告もいただいておりますけれども、月例ですね、1カ月なわけでありますから、既に出納事務は終わった中で、その帳票の検査ということでありますから、その現場、現場、1日1日の中で、書類が審査されているというのがございますので、その辺の具体的な事務内容がどうなっているのか、いま一度わかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 町長にした理由ということでございますが、当然助役も兼掌できるということから、町長がもし事故あるとき、そういったときに助役に兼掌してもらう、また逆に、助役にした場合に助役が事故あるときに任につくと、今度職員の方が兼掌するというような形になって、町長部局に持っていくことよっての流れ、それについては町長部局ということからの考え方で、そういう形をとった方がスムーズに行くのではないかという考え方です。

それと、予算の執行ということでございますが、予算を統括しているところは、財政面的なものを財政がやっているという状況で、比較的予算は税務についても執行は全体の支出についてもさほど大きな支出を抱えているというようなものもございません。そういうようなことから、できれば分離という考え方からいくと、一番予算の支出を大まかに執行しているところは税務の方は少ないんじゃないかというふうにも考えております。

それと、今後の事務ということでございますが、できればこれは財務規則を改正いたしまして、局の中で専決事項の中でやっていきたいというような、スムーズな流れをつくっていききたいというふうにも考えております。

また、監査につきましては、当然町の監査委員もベテランの監査委員さんもいらっしゃることで、また事務局体制もしっかりした中で監査事務を充実していきたい、このように考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 御宿町防犯まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 御宿町防犯まちづくり条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、私たちが日常生活を営む地域社会においてさまざまな犯罪が増加し、これらへの対策が重要な課題となっています。そこで、犯罪を未然に防ぐために、犯罪を発生させない環境づくりを目指して、町、町民、事業者及び自治会等が一体となって、安全で安心して暮らせる

町を実現するために行動し、将来へと継承していくことを決意し、ここに条例を制定するものです。

なお、詳細については担当課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から議案第9号の説明をさせていただきます。

町長の方から今提案理由がございましたが、私たちの日常生活を営む地域社会におきまして、空き巣また放火、車上ねらい、子供をねらった犯罪が増加し、町民生活の安全が脅かされているような状況にあることから、防犯まちづくり条例を制定するものでございます。

まず、第1条は、町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、町、町民、事業者及び自治会等の役割等基本となる事項を定めることという本条例の目的を規定しているものでございます。

2条につきましては、防犯まちづくりの推進における町並びに町民等、事業者、町民団体等が行う活動等用語の意義を示したものでございます。

続きまして3条では、防犯まちづくりは自主防衛の防犯意識に基づく活動が基本ということで、それぞれの実施主体が自覚と相互理解のもとに連携及び協働して実施する旨を基本理念として規定したものでございます。

4条につきましては、防犯まちづくりの施策を総合的に実施するため、町の役割を規定したものでございます。

5条から7条までは、防犯まちづくりの施策を実施するために町民等、事業者及び自治会等の役割を明確にするとともに、その役割を規定したものでございます。

8条は、町、町民等、事業者及び自治会等が行う防犯まちづくりの施策の実施また推進に関し、町教育委員会、警察署、消防署等に対し指導、助言、協力等の支援を要請することを規定したものでございます。

また、第9条でございますけれども、この条例の目的を達成するために、防犯まちづくりの具体的な取り組みについて指針や基本計画を策定して行うということを実施するものでございます。

施行期日でございますが、平成18年4月1日といたします。

なお、安全、安心の概念につきましては、防災の安全また食の安全、交通の安全、住まいの

安全、また武力攻撃等事態における国民の保護等のように、実に広い範囲に及ぶことから、本条例の趣旨に合うような身近でわかりやすい例証等をさせていただいたものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより、質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

防犯まちづくり条例であります。今提案説明の最後にありましたが、大変多岐にわたるといことでありますが、この条例を見ますと包括的な文言が多いというふうに思うわけであり。具体的には、この条例の目的遂行のためには、基本計画の策定などが必要になるかというふうに思うわけであり。また、その策定については、委員会などの設置なども必要になるかというふうに思います。また、その目的の遂行につきましても、同様な機関が必要になるかというふうに思うわけであり。この条例が制定された場合におきましての運用等について、また計画づくりについての具体的な考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） この要綱を基本に、これから計画の策定に入っていくということになります。当然計画の策定の委員等につきましても、今後町関係それと議会代表、自治会等の関係、それから事業者の関係、事業者については商工会とか社会福祉協議会、教育委員会等の関係者、そういうような関係団体から委員数として約12名程度の委員の機関を想定しております。

また、オブザーバーといたしましては、千葉県とか警察署、消防署等についてもオブザーバーとして出席していただくというようなことと、まず基本的には関係する各課が庁内連絡調整会議等を持って、その内容を充分内部的に決めてからそういう行動計画策定をして、住民に周知するとともに、住民一人一人また協働によって、SST、各部落のSST等によっても協働の中でこの条例の趣旨を全うしていこうというふうに考えております。

また、期間といたしましては秋ごろまでには計画を作成して、運営していきたいというふうに思っております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

委員については12名ということであり。それを具体的にお聞かせ願いたいと思います。庁内、要するに役場職員は具体的に、例えば課長職で当たるのか、補佐だとか係長とかい

いろいろありますね、その辺のところは非常にこれからの、本条例に限らず、どういう職を充てていくのかということも大変大事だろうと思います。それについては、どのような内容であるのか。

そしてまた、本条例は大変難しい運用を一つ考えますのは、安全と人権との両立であります。人命にはかえがたいわけでありましてけれども、この安全と人権、くれぐれも厳重に協議をいただいて、本条例の目的を達成できるようにしていただきたいと思います。それについての覚悟と申しませうか、考え方についていま一度議会で表明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいまご指摘いただきましたが、庁舎の中の、関係でいきますと、それぞれの関係する課の中で調整会議に諮り、庁内会議については各担当レベルの会議もできます。そういう中で、それを集約した中で策定委員会に臨んでいきたいというふうにも考えております。

また、当然先ほど指摘がありましたように、安全と人権、これについてはやはり充分考慮をした中で、各計画の策定に当たりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

12番、浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。

これは誠に結構なことで、文言はすばらしいと思います。

先ほど、石井議員からいろいろな質問がございましたけれども、こういうものをやりますとつい委員会を組織して会議をやって、基本計画をつくって、その後行動計画をつくって広報で流して、さあ去年どんなものを行ったのかなということが来年になったらわからなくなっちゃう。こういう傾向が強いわけです。それよりか、私は、これは施行が4月1日でございます。一番新しい、安全に関する一番大事な条例、できたからには何かをすぐにやった方がよろしいかというふうに考えております。委員会をつくるよりか、あるいは基本計画をつくるよりか、会議をやるよりか、安全な地域社会を形成するための環境整備として、4月1日から何ができるか、それらが予算の裏づけとして今回の予算にどうやって入っているか、そちらの方がよほど大事だと、私は思うわけでございますけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 今、この計画以前に安全で安心だということで、各自治体にSS

T等を設置し、また学校と保護者の協力により、今できる限りのことは進めております。それから、町の行政側でも防犯パトロールというようなことも行っております。できることから徐々にやっていくということは、大変必要で、重要で早急な対応も求められていることから、実施していきたいというふうには考えております。

また、この予算につきましては、それぞれの各担当部局にも、それぞれ事業実施する際に、この計画等に基づきながら、今日のうちもそういうこともおりこんでいった中で、計画的にそういうものも実施していきたいと、このように考えておりました、特にこれについての予算計上はまだしてはございません。一人一人の認識の中で住民の協力を得ながら実施していきたい。

運営については、行政側と事業実施の際にこういった行動計画もつくった中で実施していきたいというふうには考えております。

議長（伊藤博明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 御宿町営駐車場設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の設置について地方自治法第244条の2に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされており、今回提案させていただくものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、条例案について説明いたします。

まず、第1条ですが、本条例の制定根拠を記述しており、地方自治法第244条の2第1項には、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。

第2条ですが、駐車場設置の利用目的を規定しています。これは、駐車場の設置場所が海岸部であり、主な利用形態が海水浴客や海岸利用であります。それに伴う交通安全対策、いわゆる違法駐車等による交通渋滞の解消を目的として設置するものです。

第3条は、それぞれの駐車場の名称と位置を規定したもので、位置の表示については、代表地番を記述しました。

第4条から第7条は、利用期間、使用料関係を規定しています。

また、第5条の別表につきましては、次ページに記載していますが、種類は大型自動車、普通自動車、二輪車というふうになっています。

第8条は、駐車場管理運営上支障を来たすおそれのある車両について、使用の拒否ができることを規定しております。

第9条は、駐車場使用者から施設に被害を受けたときに、使用者の賠償責任と駐車中の車が盗難や損傷など、管理者の責に基づかないものに対しての損害賠償の規定です。

第10条は、管理の委託について規定しております。

第11条は、管理に関する詳細な事項は規則で定めるということとして、規則の内容につきましては、有料期間と利用時間を、使用料の領収書、駐車場の使用方法等を定めます。

附則としまして、平成18年4月1日から施行したいと考えております。

以上、説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、これは米本課長のところで、商工観光課でやるという観光目的という話なんでしょうけれども、まず、これは駐車場ということで、町全体の管理という条例だと思うんですけども、駅前と公民館のところにありますよね。あれは企画財政

課の方の管理だということで、これは駐車場ということで一体に統合しないのかということです。それはまた別な条例があるんですか。それが1点。

今まで土日徴収していますよね、売店の裏は。それはどこに含まれるのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） まず、この駐車場の設置の関係ですが、年間駐車場の関係は、約70%が夏季の海水浴客の利用になっています。そういう観点から観光の方の所轄ということで説明させてもらっています。一応、この駐車場に関しては公の施設ということで、地方自治法により設置をするという形になっております。

もう一つ、岩和田の駐車場を料金取っているということなんですけれども、この利益につきましても、海岸法または漁港・魚場整備法という法律によりまして施設や土地利用形態が規定されているというところから、この設置条例には規定しないという考えでやらせてもらいました。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 駅前、公民館の駐車場としている運用ですけれども、その土地については普通財産として位置づけておりまして、料金については1カ月幾らということで、借地の考えで徴収しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 変な話、借地と思っている人はいないんじゃないですか。駐車場で貸しているんじゃないですか。管理としてやるんなら一体として管理すべきじゃないんですか。借地なら借地借家法で契約するのですか。領収書はじゃあ借地で領収証を発行しているんですか。それが1つ。

だから、駐車場条例をつくる時は、そういうものを含んで一括でやれば、観光目的でこれをやるという話なんですけれども、金を取るから条例が必要なのはわかるけれども、やっぱりその辺は姑息じゃないですか。あれをだれも借地借家法で駅前と公民館を借りている意識はないですよ。あれは駐車場として募集しているでしょう。そういう条例で整備するときは、例外もあるかもしれないけれども、一括でするのが筋じゃないですか。

それを1つ指摘しておくのと、岩和田の海岸は料金を取っていますけれども、そうしたらあそこが一番問題なのに、それは土地の利用目的とか法整備があるかもしれないけれども、やっぱりそこに含むべきじゃないですか。あそこだけ例外にするとまた混乱しますよね。前にも、

去年ですか、消費税の5%の関係で、収入を別にしてありますよね。今回、じゃあどういう形でこれ料金を徴収して、どこに収入として上げていくつもりですか。大体、駅前と公民館をここに入れない自体がちょっとおかしいんじゃないですか。じゃあ、浜の駐車場等ここへ4項目載っていますけれども、この管理はどこがやっているのですか。商工観光が管理しているのですか。土地から全部すべて。財政課じゃないですか。だから、管理の面でも、あの土地はここでどこの土地はこうだと細分化されていっちゃうでしょう。町有地の管理はじゃあどうなっているのかという話が飛んでいっちゃうでしょう、そこまで行くと。駐車場としてやるというのなら、条例整備するときに一括でやるのが町民に対してわかりやすいんじゃないですか。そこを言っているわけです。それで、月ぎめと観光客相手の1日の駐車場という区別をするのは、これはやむを得ないと思うんですけれども、その辺の仕分けがうまくいってなかったんじゃないですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 契約については最大1年以内で、4月1日から3月31日までという契約で1年で更新させていただいております。それで、領収証も駐車場の借地料金として発行しているところでございます。

今回の、本条例における駐車場については、商工担当の方で管理運営をさせていただくものでございます。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） 岩和田の料金徴収につきましては、岩和田の土地が含まれており、また過去に組合と観光協会の駐車場管理に関する徴収関係の経費を折半というやり方で残りの部分については町に雑入としてやるというふうな形をとらせていただいております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） それは、去年も指摘してあったと思うんですけれども、町へ雑入として入ってくるという中で、町が協会に委託するという話の、経緯が御宿町民なら大体承知していると思うんです。そういう中で整備しているわけなんですけれども、なかなかその辺は不都合があるんじゃないかというのは、去年指摘してあるとおりです。それ以外の部分という中で、じゃあ須賀の多目的広場ですね、じゃあ郵便局に年間貸してあるのはどうするんだよ。これもまた別途の話になってきちゃうわけでしょう。あれも借地料なのかい。あれはこっちが管理してそっちが駐車場という話にならないでしょう。また例外の例外をつくっちゃうのですか。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 須賀の多目的広場については、臨時ということでご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 駐車場設置及び管理に関する条例ということで、今前段者が質疑ありましたが、私もこれは非常に問題が多いんじゃないかというふうに思うんです。それで、幾つか質問をいたします。

まず、1つ、今さんざんご議論になっておりましたが、本条例制定についての部内協議、例えば課長会議でありますとか、定例会議前の会議ですか、よくわかりませんが、そうしたものの会議の中でどのような議論がされたのか、ここで公開をしていただきたいというふうに思います。

それから、今一番大きな問題となっておりましたその他の駐車場との違いということですが、財産は町有地でありまして、これは財産管理ということで管理をしていると思うんですね。ですから、その辺の中で矛盾が生じないかと。本来であれば一本化にして、いろいろな事務の整理統合をなくすまた縦割りをなくすというのが、この間の町の説明であったわけでありまして、それとの矛盾が生じないのかというのが、前段者の質疑の内容であったかというふうに思います。

それから、本条例に規定します臨時というのはどういう概念であるのか。これがわからないんです。ですから先ほどの質問が出たかと思えます。

それから、臨時以外の期間というのはじゃあ具体的にいつなのかということも、これには書いてないんです。これは町が定めるといふふうには書いてあるわけですがけれども、じゃあその事務は具体的に、もう4月1日から、来月から施行するわけですから、具体的にどのように計画されているのか。

それから、本条例に関する収入であります、いま一度幾ら、どこに収入があるのか、計画されているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

それから、本条例に規定する種別がありますね。3つ分けてありますけれども、この3つについて、臨時の期間またそれ以外の期間についてどのように収入についての計画、例えば大型車が何台でありますとかそういうことありますけれども、それはこの4種類、浜から須賀多目的まで4種類の駐車場を規定するわけですが、それにつきまして、どういう計画にな

っているのか、種別ごとの料金収入計画を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、その種別のところに、私が非常に不思議に思っておりますのは、料金といたしまして1日1回ごと、1回の入場ごとというただし書きがあるわけではありますが、この運用についてお聞かせ願いたいというふうに思います。本条例の運用の中では、多分年間利用する部分もあるかと思えます。そうした中で、運用の中では、例えば何か買い物をするということなどもありますし、例えば夏季以外の利用などについて、例えばサーファーなどについても、いや浜の海水浴場はちょっと波が低いから、中央の方に行こうじゃないかというような事案もあると思うんです。そうした場合、駐車場を変わればまた1,000円取るのか。ちょっと10分用足しに行って帰ってきてまた入場費2,000円取るのかと。駐車場につきましては、近隣では無料のところも多いわけでありまして。そういう中で、どのように運用するのかということは、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、7条であります、減免規定が設けられております。長が特に認めるときというのは、具体的にどういう場合を想定しているのかご説明をいただきたいと思えます。

それともう一つ、先ほど領収証の話が出てまいりましたが、これは金券だろうと思えます。金券ですので、これらについては事務は具体的にどうされるのか。連番でありますとか日付でありますとか、いろいろなことが想定されると思えますが、どういうふうに考えておられるのか、それもあわせてご説明いただきたいと思えます。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

商工観光課長（米本清司君） まず、部内の協議ということでございますけれども、基本的には駐車場の場所の決め方、あとは設置に関する主な目的、あとは料金体系、車種の区別というものを総務、企画、観光の方と一緒に協議させていただきました。

あとは、臨時の概念ということですが、基本的に臨時期間というものにつきまして、町営ウォーターパーク前の駐車場、須賀の多目的広場の駐車場ということで、海水浴場の開設期間、主に7月の第1週から8月31日までの期間を考えております。また利用時間につきましては、午前7時から午後5時ということで、全箇所共通という考えであります。

それと臨時以外の期間ということですが、浜の駐車場、中央海岸駐車場については、夏の開設期間につきましては毎日、それ以外の月は毎週土、日、祝日というような形をとらせていただこうと思っております。

それから、具体的な周知ということですが、過去30年以上になると思いますが、観光協会の方で駐車場利用として徴収している実績がございますので、そういう面で今

後もそのまま引き継いで設置させていただく考えです。

それと種別ですけれども、種別については基本的に車両法を運用させていただきました。その中で今までの過去の事例、そういうもので一番トラブルが発生しない方法ということで、二輪車、普通車、大型自動車という区別にさせていただきました。

あとは入れ込みということですが、基本的に過去の何年間の実績を勘案させていただきました。中央は約6,200台ぐらい、浜が3,700台ぐらいです。あとは須賀の多目的が2,200、プールが900ぐらいということで考えております。

1日1回の入場ごとの運用についてということですが、確かに利便性を考えますと何回でも入れるというような形も一つの考え方としてはあるというふうに考えますけれども、過去のトラブルの多くが駐車時間と料金に関するものが非常に多いということです。そして、入り口が1カ所の駐車場であれば別なんです、それが設けてない場所が何カ所かあるということで、車が入ったその都度、そこまで移動して料金徴収をされるようにするということになり、非常に事務が煩雑になるということが予想されますので、基本的には1日1,000円と、1回につきというようなことを明記させていただいたわけです。

それと、7条の減免規定ということでございますけれども、基本的には緊急自動車等を基本としております。それは、消防自動車あるいは警察用車両、あとは災害等に関したときに利用する車、そういうものを考えております。

領収証の問題につきましては、基本的に観光協会の方に印刷の方を現状では依頼しています。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

1つは、部内協議をされたと言っておりますが、具体的にどういう意見が出されたのかお伺いしたいと思います。

それから、開設の期間であります、臨時の期間というのが、要するに臨時と書かれたところがいわゆる夏季、7月から8月ということでございますね。そのほかの期間では、ウォーターパーク前駐車場また多目的広場については駐車場、本条例に関する駐車場、要するに利用料金、使用料を取るようなものに使うことはないということなんです、逆に言うと。7月から8月以外の期間、ウォーターパーク及び多目的広場では駐車料金を取るようなことは行わないということで理解してよろしいですか。もしくは、町のイベント等というのがたしかこの中にありますけれども、駐車場として利用することはないという理解なんです。無用も含めてですね、その辺の確認をしたいというふうに思います。

それから、何度もお聞きしているんですけども、よくわからないんです。本条例に伴う収入があると思うんですけども、それはどこに入ってくるんですか。それは何かさっきから何回かお聞きしているんですけども、よくわからないんですが。その収入はどこに入ってくるのか、多分当初予算には盛られていると思うんです。後段説明があるかと思えますけれども、本条例が出てきておりますので、この条例に見合う収入というのがあるわけでありましたが、それが款項目どこに出ているのか、改めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、先ほど台数はあったわけですけども、3種規定するわけでしょう、3,000円、1,000円、300円。ですからそれがどうなっているかという質問なんです、私のは。

それから、減免規定でありますけれども、緊急車両を想定しているということではありますが、そこでお尋ねしたいのは、障害者についてはどのように対応されるのか。通常、例えば県施設においての障害者については無料であるというふうに理解しているわけでありまして、たしか、ずいぶん昔でありますけれども、もう20年、30年ぐらい前になりますか、御宿町も列車でたしか身障者の団体の方々が来られて、町もたしか参加されてボランティアの方もたくさん参加されて、御宿の砂浜を利用してイベントを行った経過もあると思うんです。この間、御宿町は海岸の清掃の機械、こうしたものも導入して、はだして歩ける砂浜づくりを目指して、町一丸となって頑張ってきたわけでありまして。そうしたすばらしい海岸ですので、ぜひ身障者の方々にも利用いただきたい、またそういうふうに歩いてみたいという方もたくさんおられると思うんです。そうした対応を町としてどうとっていくのかということだろうと思うんです。それで、これはお金を取っていくんですか。

それから、駐車場を設置するならば、通常そうした身障者の設置するような区割りも当然必要になってくると思うんです。そうした計画を町は持っていたじゃないですか、たしか。そういう公共施設には、そうしたものを設置すると、いわゆるバリアフリーだと思うんですけども。そういうことも当然、この上に盛られていく必要があるんじゃないですか。そういうことは、どう協議されたんですか、この中で。

それから、駐車場を設置するということはどういうことかということなんです。ここに確かに第2条として目的が書かれておりますけれども、それでは先ほどから質疑になっておりますけれども、それでは町の基本計画もしくは都市計画上のこういう駐車場施設としての位置づけはどうなっているのかということも、やはりこうした条例を制定するわけですから、我々としては当然問いたださなければならぬ大きな問題だろうと思います。

今、例えば記念館利用者につきましては、あそこに公的な駐車場はありますか。今、この季

節も大型観光バスがとまっておりますけれども、どこに駐車するのでしょうか。それから見ておきますと、その駐車時間、およそ20分から30分程度ではないでしょうか。これはどうするのでしょうか、駐車場の中で。大型車いろいろ止めるでしょう。3,000円いただくようになっているわけじゃありませんか。これを観光課が所管するとするならば、やはりこうした外からの、これはほとんど町民の方が利用する機会はないと思います、この条例に該当するような状況はないと思います。ほとんど町外の方だろうというふうに思うんです。そうした方々が、やはり駐車場を起点としてどう町の中を動くかということが大切な考え方の一つになるんだろうと思います。

例えば、いいか悪いかは別として1つ例を挙げるならば、多目的広場、あの位置を駐車場の起点とすれば、そこから歩いて何分、歩いて10分で記念館に着きます。歩いて7分で資料館に着きます。また食堂はこういうところがありますよ。見るところはこういうところがありますと言う中で、この御宿町の中における駐車場を起点とする動線が発生するわけではありませんか。ただ、お金を取るということしか、これは見えてこないんです。これまでの事務をただ条例整備するだけしか考えられないんです。これをぱっと見た中でですが。

それで、先ほども言いましたけれども、1日1回入場ごとにでしょう。じゃあそのたびにだけですね、せっかく来ているんですから、さっき言った青少年の子供たちにこの駐車券があれば御宿の町内どこでも今日1日無料で使えるよと、無料というかこの券で使えるよと、そういうことだってできるじゃありませんか。例えば車だったら1,000円取るわけでしょう。これは大変なお金だと思いますよ。でもやっぱり3,000円払ってよかったな、1,000円払ってよかったな、300円払ってよかったなというような状況をつくる必要があるんじゃないですか。それについてどう考えておられるのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） 先ほどの部内協議ということですが、基本的には先ほど申し上げたとおりの内容でございます。

それと、臨時駐車場では、夏期期間以外は取らないのかということですが、町営プール前と須賀の多目的広場については、基本的には取っていません。

それから、収入はどこに入るのかということですが、これは観光費の収入手数料の中、予算上はですね。それについての歳出については、先ほども申し上げましたように年間駐車料金の収入の約70%が夏季の収入となっているということで、海水浴客の利用が大きなウェートを占めているんだということで、駐車場の管理運営費、あとは海水浴場の開設経費等に充当

することがいいのではないかという判断でございます。

あと、台数につきましては、先ほど申し上げましたが、3種類の中で基本的に予算計上が普通車を基本という考え方で計上していただいております。年間にとすると、オートバイ、大型車は年間10台ぐらいという考え方もございますので、一応台数的には普通車を基本として歳入の計算をさせていただいております。

あと、障害者の方の利用ということなんですけれども、プールあるいは月の沙漠記念館についてはその辺の減免規定があるということで、駐車場に関しても今後そのような配慮をしていかななくてはいけないのかなというふうには感じております。

議長（伊藤博明君） 松崎啓二君。

2番（松崎啓二君） 今、瀧口、石井両議員からいろいろ質問されました。質問されるから答えるということではなくて、今回全部盛り込まないといけないんだろうと思います。私は、この問題をずっと長くやってもどうかなと思いますので、もう少し継続的な審議をしたい。もっと盛り込むものがあつたら、もう少し修正して出すべしと、そんなような気がいたします。暫時休憩をお願いします。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時09分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

日程の変更

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第12、議案第10号を最終日に変更したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第11号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例案は、先に議決いただきました収入役を置かない条例を制定すること、及び地方自治法の改正により調整手当が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、議案第11号につきまして説明させていただきます。

最初に第1条と別表第1及び別表第2の改正につきましては、収入役を置かない条例の制定に伴いまして、条例中の収入役にかかわる規定を廃止するものでございます。

次に、2条の2でございますが、地方自治法第204条第2項に規定する調整手当が廃止されることを受け、本条例中における調整手当を廃止するものでございます。

続きまして、第3条でございますが、3条につきましては期末手当の調整手当の加算分について、第2条の2項と同様調整手当の廃止に伴う改正でございます。

最後に附則でございますけれども、施行期日を平成18年4月1日にするとともに、本条例を引用しております御宿町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例につきましても、同様の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、議案第12号 町長等の給与及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 町長等の給与及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、町の財政状況並びに後年度に控える行政需要を勘案し、特別職の給与及び一般職のうち、教育長の給与と職員の管理職手当についてさらに見直しをするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、議案第12号の説明をさせていただきます。

本条例につきましては、昨年、平成17年第1回の定例会においてご審議いただき、今年度より2年間の期限の施行のもとで運用してきたところでございます。しかしながら、国の進める三位一体改革やそれに伴う地方財政への影響、さらには当町における財政見通しを考慮いたしますと、より一層、一段と厳しい状況が見込まれます。

今回、提案させていただきます改正案につきましては、こうした諸事情を踏まえまして、特例期間を延長するとともに、後年度における行政需要を見据えた上で特別職の給与について一層の削減を図ろうとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条の改正でございますが、先にご提案、ご議決いただきました御宿町の収入役を置かない条例の制定に伴い、条文中から収入役を削除するとともに、町長及び助役の給与月額について、現在1割減じているところですが、さらに2割を減じるものでございます。

また、特例期間につきましても1年間の延長をし、平成20年3月31日までとするものでございます。

次に、2条の改正でございますが、教育長の給与にかかわるものであり、町長、助役と同様教育長の給与につきましても、さらに2割を減じまた特例期間につきましても1年間の延長をするものでございます。

次に、第3条の改正につきましては、管理職手当につきまして削減を図るもので、現在管理職手当の算出額から1割を減じているところでございますが、財政状況並びに近隣市町村の状

況も踏まえまして、条例で定める支給率からそれぞれ3%ずつ引き下げ、特例期間についても1年延長をするものでございます。

これにつきましての効果額でございますが、特別職につきましては調整手当等の額も含めまして約870万円、それと職員の調整手当に基づく影響額については全体で1,095万円、管理職手当につきましては、約290万円程度の削減の効果ということでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

特別職の給与の改正ということで、1割から3割ということではありますが、今提案の説明もいただいたところでありますが、本日も3方いらっしゃいますので、みずから提案をした中で、今後の町政運営に当たります決意と申しましょうか、ご意見等あれば承りたいというふうに思っています。

また、本改定であります。本町におきましては、特別職報酬審査委員会等があるかと思っておりますが、そうしたものの会議がされたのか、されていないのか、またされたということであれば、どのような意見がされたのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

また、1年延長ということではありますが、平成20年にした理由につきましても、あわせてお伺いをしたいというふうに思っています。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から、報酬審議委員会でございますが、これは減額するということと時限立法というような中で、報酬審議会はかけてございません。

それと、1年延長ということでございますが、やはり今後の財政状況運営等を勘案いたしまして、1年さらに延長をさせていただいたということで、やはり町長の施策の中で、任期中にということでございます。

議長（伊藤博明君） 三役の考えについて、町長。

町長（井上七郎君） 当面は、中学校の完全整備もありますし、岩和田小の統合の問題もあります。その辺を踏まえまして1円でもやはり必要かと、そんな考えから相談をいたしまして、このような削減をとったということでございます。

議長（伊藤博明君） 皆さんに伺いますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例案は、区役員の月額報酬を改正するものであり、厳しい財政状況を踏まえ、区長会にて協議、検討された結果を受け提案するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、議案第13号について説明させていただきます。

本条例案につきましては、やはり厳しい財政状況を踏まえまして、区長会等においても行政改革の推進という面も含めまして、区役員の報酬について協議、検討した結果、区長会長及び区長については報酬をおおむね20%を減額し、それとまた区長代理、土木、衛生委員については、おおむね10%の減額として18年4月1日から施行する改正案でございます。

これにつきまして全体の削減額につきましては116万8,000円の減額になるという予定でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

区長会など特別職の方の費用弁償等の改定ということではありますが、金額をこういうふうに減じた根拠、その辺はどうなっているのでしょうか。いま一度説明をいただきたいというふうに思います。

それから、区長会等でありますけれども、やはり昨今いろいろ制度も変わってきた中で、これから求められる区長会というものもだんだんと変わってきているのかというふうに思うわけですが、その辺も含めまして、事務また委任内容も含めまして、そうしたのも一体として本来ならば、精査されるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺につきまして、今日は報酬等だけのようではありますが、具体的にどのように協議されているのか、説明をいただきたいと思います。

それから、これに関しまして1つの事務ではありますが、町が発行しておりますいろいろな広報等の配布物でありますけれども、これも何度か議会でも取り上げられておりますが、今どのように運用されているのか、その運用についてもお聞かせ願いたいと思います。

連絡委員の方がたびたび本庁に来られているような場面も見受けられます。この辺も一定統一した中で、事務の簡素化、今日来てまたあした配布物があるというのはいかがなものかというふうに思いますし、そういうような事案もまだあるようでございます。それらについて、どのようにされているのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） 区長会の費用弁償等についての減額の根拠ということですが、これにつきましては、行政改革の中の一環としていろいろと行政部の土木委員について、2名いる中で1名を減員したらどうかというような提案もなされました。また、区長代理もというような提案もなされた中で、いろいろと協議をした結果、区長会の方でもいろいろと行革の中でやっていく中で、財政状況も大変厳しい中ですが、区といたしましては、やはりそれぞれ区の役員が5名おりますが、やはりそれぞれ区の事情もございまして、また行政側もこれから住民と協働のまちづくりを進めていく中でも、やはり区の役員の構成が多ければ多いほど行政への協力体制も強化できるというようなことから、できるのであれば各区役員の報酬を削減しても、区の役員の人員は確保してほしいというようなこともご意見がございました。そういうことから、みずから報酬は減額しても、体制をそのまま残していただけるということでございます。また、町の方もこれから大変厳しい状況の中で、それぞれの区また行政、その辺の守備範囲をきちんと定めた中で、協力体制もしていただかなければならないという状況もございまして、そういう前向きな区の姿勢の中で、こういう形をとらせていただいたもので

ございます。

それと、次に、区の体制ということでございますが、時代も変わってきておりますが、やはり自治体はそれぞれの歴史を持った自治組織でございますし、そういうことを勘案しますとやはり区はかなりの規約もございますから、そういうことから今後また協議も今の時代に合った形の中で協議ができれば、また進めさせていただければとは考えております。

また、次に、発行物について、広報等につきましては、かなりかさばります。それからそういうものについては、行政の連絡員さんのところにお持ちしております。また、事務も煩雑にならないようにそれぞれ各課から出ている発行物につきましては、何年か前ですか、やはり回覧板ということで統一をさせていただいて、各課から出る回覧を一つにまとめて、月に2回発行しているというような状況でございます。

それと、やはりそれぞれの区へ配布物もできる限り統一をしようということで、日にちの設定等もまた考慮しながら実施していきたいとそうように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1つは、各自治会、これは町からお願いする区役員ということでありますが、当然自治会でございますので、自治会の中での規約等で運営されておるわけですが、ご承知のとおり、各区の中では、自治会費の負担ということで、例えば区長さんなどの負担というものもある区もあるようでございます。区としての仕事というのは、昨今大分増えているというのも実態だろうと思いますが、そうしますと、こうした減じた額が、ある区においては区の住民への負担になりはしないかという懸念があるかと思いますが、その辺については、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、配布物であります、統一されているということではあります、具体的にこれまで何日と何日、例えば10日締めでありますとか、いろいろ具体的な事務があろうかと思いますが、どういうふうに調整されておられるのか、それから、その調整窓口ですね、それは具体的にどのような事務、例えば企画課がやられているのかよくわかりませんが、それについて。

それから、そうした中でのやはり突発的な事案、発行物というのもあろうかと思いますが、それについて、具体的にどうするのか。またこのような、今日これをどうなるかわかりませんが、こうしたものが可決ということになれば、そうした事案についてはきちんと町職員が行って手当てをするというのも逆に言えば当然かというふうに、そういうようなものが事務の簡素

化と申しましょうか、訂正だろうと思います。一方的というふうにはならないというふうと思うわけですが、その辺につきましても額が減じたからそうした作業も減じる、町はどんどん会議を外れていくということでもないというふうに思います。

それから、本案に類する議案につきましても、こうした役職また会議も含めまして、今日は特別職の減額もあったわけですが、しかし、本来会議というものは目的があって、またこうした区役員、自治会というのも目的があってなされるわけがあります。その目的を達成するということが第一でありますので、その辺が金額も含めてどんどん縮小していく、本来の目的も達成できなくなってしまうということでは、本末転倒であろうかと思います。どう会議を興すのか、自治会を興すのかというのが大事だろうというふうに思いますので、それにつきましてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島課長。

総務課長（網島 勝君） 今回の削減につきまして、それぞれ自治会も区費等もっております。そういう中で、大変厳しい状況の中で、やはり住民協働というような考え方も含めましてご協力をいただいたというところでございます。

それと、回覧の発行につきましては10日と25日というようなことで、2回の発行をさせていただいて、それまでに各課から原稿を上げて10日、25日に発行できるような形で行っているところでございます。それに所掌事務はとりあえず広報等については企画財政課で行っておりますが、連絡員へのそういった調整については総務課の方で取り扱っております。また、突発的な事項につきましては、当然のことながら職員が持っていくというようなこともしております。

以上でございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時52分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時03分)

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第16、議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第14号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院並びに千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給与等について改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 綱島総務課長。

総務課長(綱島 勝君) それでは、私の方から議案第14号について説明させていただきます。

人事院の勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を受けまして、官民の給与格差にかかわる改正につきましては、昨年11月の臨時議会にてご議決いただいたところでございます。

今回提案させていただきます改正案につきましては、先の人事院勧告で示された内容のうち、給与構造の改革に関連する事項につきまして、千葉県人事委員会より改めて勧告があり、県内市町村においても適切な対応を求められているところでございます。

御宿町におきましても、地方公務員制度の改革の趣旨を踏まえ、給与の年功的上昇を抑制し、職務、責務等実績を十分に反映し得る給与システムの構築を基本とし、千葉県人事委員会の勧告に基づきまして、条例改正を行うものでございます。

条例の改正の具体的な内容でございますが、議案の2ページ目でございますが、改正文をご覧いただきたいと思っております。

まず、第4条第2項の改正でございますが、地方自治法の改正により調整手当が廃止されることから、条文中より削除するものです。

なお、調整手当にかえて民間との賃金の地域格差を適切に反映するために、新たに設けられた地域手当につきましては、国で示す基準地域に該当しないことから、本条例では設けてございません。

次に、第6条中に係る改正でございますが、昇給制度に関する規定であり、昇給時期を年1回とし、職員の勤務成績が昇給に適切に反映される仕組みとするとともに、成果主義の考え及び民間事業所の状況を勘案しまして、55歳昇給抑制措置の導入をするものでございます。

第11条の5、第17条、第19条、第20条及び第22条に係る改正につきましては、調整手当が廃止されることに伴う改正条文の出入りするものでございます。

また、別表の1、いわゆる給料表の改正でございますが、平成15年から17年における官民給与格差の3年平均値を参考に、給料表の水準を全体として4.8%、管理職についてはさらに2%、若年層は引き下げなしということで、そういう全体的な引き下げを行っております。

さらに、現行の1号当たりの昇給額では、間差額が大きくきめ細かな勤務実績の反映を行うことが困難であることから、現行の俸給を4分割することにしております。

次に、附則でございますが、改正条例の施行日を平成18年4月1日からとし、給料表の切りかえにおける切りかえ表及び調整について規定いたしました。

また、俸給の切りかえに伴う経過措置といたしまして、切りかえにより等級月額が受けていた給与月額に達しなくなる職員につきましては、その差額に相当する額を給料として支給することにしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

職員の給与に関する条例の改正ということですが、人勸の勧告に伴うものというようなご説明もありましたが、全般的には引き下げがあるというようなご説明であったかというように思います。

ご承知のように、過去公務員にとりましては、特に昭和におかれましては、民間の3分の1、5分の1という給与水準の中、それこそしゃにむに頑張って今の御宿町を築いてきたというふうに私は理解しているところでございます。民間が下がったからといって下げるといのはい

かなもののでしょうか。それならば、そうしたものの格差是正というものは、今日においてどのようにとらえられているのか、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

また、今回の改定であります、幾つかありますが、1つは地域手当を当町では導入しないというようなご説明がありましたが、たしか近隣の自治体の中では地域手当を創設しているところもあろうかというふうに思いますが、その辺も含めまして、近隣の自治体間の中で給与の格差についてはどのように把握されているのかお伺いをしたいというふうに思います。

また、今日出されている表を見ますと、非常に細かな、一番細かいものですと140という番号を見られておるわけでありましたが、これはどのように処理をされるのでしょうか。非常に細かな区分けということではありますが。

そしてもう一点は、ただいまのご説明の中で、成果主義をとるというようなご説明もあったわけでありましたが、しからばその成果というのはどのように合理的に判定をされるのでありましようか。また、そうしたものになじまない職種というのもあるかと思いますが、それらについて説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 今回の民間等の引き下げということで、格差ということですが、今まで民間の給与水準に合わせて常に給与改定を行ってきたところですが、民間との格差が、地方公務員の方が少ないということで、今までは支給が逆に下がるよりも、給料自体が上がっていくというような現象を生じたわけです。ここ二、三年民間の景気等の動向によりまして、給料が地方公務員も給料自体が下がってきているというような状況でございます。

そういう中で、今回この格差を是正するために、地域手当も支給するというようなことになっておりますが、当地域については支給対象外だということから、近隣との格差ということですが、この近隣でいきますと、勝浦市は地域手当として1%を支給するというようなことの内容でございます。それと大多喜、いすみ市等については、支給もしないというような近隣はそういう状況でございます。

また、給料表が140号というように細かく細分化されているということですが、これにつきましては、140分割、1号級当たりを4分割にしたということから4倍に各号級がはね上がったという状況でございます。

また、成果主義をとるというような内容でございますが、今まで勤務を良好に成績を上げたものについては、1号俸を上げていたというような、1号俸は標準でいくと4号俸という形

になります。また、これの是正、どういうふうに運営をするかということですが、やはり勤務評定を行う中で、5段階にするとなると1号俸を勤務良好でいった場合には、8号俸まで最高上げられるということになります。標準で4号まで上がるということです。その5段階の段階でいきますと、2、4、6、8、0というような考え方の5段階の評価等になるのかと思います。

また、成果主義がなじまない職種というようなこともあります。ただそれは勤務状況と勤務の評価をしていく中で、勤務成績、まじめにやられているか、常に業績がきちんと上がっているかどうかというような判断の中で、職員の仕事について勤務評定をしていくわけですので、その勤務評定の方法、今後の運用、こういったものについての構築はこれからもやっていかなければならないと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 成果主義について今伺いたしましたが、これまでにそれに類することはやっておられたわけですね、たしか。そうしますと、今幾つかの階層をご説明いただいたわけでありましたが、一番端的にされたと申しますと16年度ですか、これは決算が終わっていますね。ですから、それはもう確定していると思いますし、それが17年度に反映しているということでありましょうから、さっき言った評定の中の人数、幾つか段階がありましたね、それが実務的にどういう、何が何人いたのか。したんでしょう、そういう評定を。勤務評価をされたんでしょう。何とかと今幾つか言いましたけれども、それは何人いたのかいないのかということですね、それを明らかにしていただきたいというふうに思います。全員一番上のクラスですか、よくわかりませんけれども。

それと、過去との関係もありましたが、今回下げる中で、やはりこの地域というのは県内でも一番賃金の安い地域に属するというふうに思うんです。そうした中で、今就職状況が非常に厳しい状況が伝えられているわけでありましたが、そうした中でさらにそうした低賃金がまた下がるということも想定されるというふうに思うんです。そういうことについては、町としてどういうふうに考えるのか、それについてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） ただいまの勤務評定についての話だと思いますが、16年度、17年度の運営ということですが、勤務評定については毎年度、年に2回6カ月ずつの勤務評定を行っております。そういうところで、期末勤勉手当等についての反映を行っておりますので、今までの評定につきましては、今年度17年度も既にやっていたわけですが、ランクづけの中

でCランク等については勤勉手当を削減しているというような状況でございますが、それは何人かというようなことでいけば2名とかぐらいの程度になろうかと思いますが、またこの給与改定によって賃金が下がるというようなことでございますが、給料表自体は当然今7級職の1番号級で一番多い給料をもらう方で、この給料表でいけば46万何がしというような状況になろうかと思えます。しかしながら、この金額においては、当然職員との給与を支払っている不利益にあたらないように、現行の給料は差額の中で支給するというように維持しているわけでございます。そういうことで、今回逆に民間との格差が多く広がれば、当然今度給料表の改定もございまして、それ相応の民間に応じた金額が給料表の改正の中で示される、それに基づいてまた人事院勧告の中でそれを採用していき、職員の給料を決めていくというような状況でございます。給与の主な今回の改正は、構造改革という中での改正がほとんどのことで、今後、やはり給料体系は民間との格差はないように人事院勧告に基づいて行われる給料の推移を見ながら、今後とも改定はしていくつもりであります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） それは国・県の大きな枠の中での動きであるというふうに理解するわけですね、今最後の説明であります。そうした中で、先ほど質問いたしました、地域経済に影響を及ぼす懸念があるというふうに私は思っているわけです。それについてはどう考えるかという、私の質問なわけであります。

それから、成果主義に関する問題であります。A、B、Cと、100名以上の職員がいるわけですね。ですからそれが何割ぐらいなのでしょう。大ざっぱに言って。要するに、具体的な内容をもってそうしたものの一つ一つの職員の職務内容を評価するというふうに思うんですが、それは本当に、町長が今日所信表明されましたけれども、本当に気づき、考え、行動するようなそういう職員、そういうものに合致するのかというところが大事だろうというふうに思うんです。今回のこうした給与の引き下げも含めまして、本当に働きがいのある職場、またそういう体系づくりということが必要だろうというふうに思います。その辺について、どういうふうに考えるのか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 職員の勤務評定ということでございますが、この評価制度は、全国的に試行されつつあり、県内においても、当町をはじめ、多くの団体で実施しております。しかしながら、現行の制度運用が十分ということではなく、今後、国・県においても当然に、制度趣旨を踏まえた評価システムの構築が検討されることと考えますし、職員一人ひとりの能

力、実績をきちんと精査した中で評価し、その上で職員の給与が決定されるといった、職員のやりがいを持てる評価制度の導入を今後も展開していかなければならないというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第17、議案第15号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第15号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が改正されたことにより、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上建設水道課長。

建設水道課長（井上秀樹君） それでは、御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

前議案第14号と同様、御宿町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例においても、調整手当の該当条文が規定されており、削る必要から条例改正をお願いするものです。

なお、施行期日につきましては、平成18年4月1日からです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第16号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第18、議案第16号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第16号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は児童福祉法の改正に伴い、条例中引用している条項について改正をお願いするものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例についてご説明申し上げます。

現在、御宿児童館内に放課後児童クラブ御宿を設置し、運営をしておりますけれども、法的な根拠となる児童福祉法が改正されたことを受けまして、条例の改正をお願いするものです。

目的の条文中児童福祉法第6条の2第7項を児童福祉法第6条の2第12項に改める。

附則、この条例は公布の日から施行するということで、これは、6条の2第7項の前に5項が追加されたことによりまして、繰り下がったもので内容については変更はございません。

よろしく願いいたします。

以上です。

議長（伊藤博明君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の賛成です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第17号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第19、議案第17号 御宿町在宅高齢者生活管理指導事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第17号 御宿町在宅高齢者生活管理指導事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法等の一部改正する法律が、平成17年6月29日公布、平成18年4月1日施行となったことに伴い、御宿町在宅高齢者生活管理指導事業に関する条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それではご説明申し上げます。

御宿町在宅高齢者生活管理指導事業につきましては、在宅高齢者の要介護状態への予防や自立した生活を確保するための指導や支援を目的に、平成13年4月1日から施行しておりますが、介護保険法の一部を改正する法律が平成17年6月29日に公布され、平成18年4月1日から施行となりました。この改正法の中で、市町村は介護保険法第115条の38項により、被保険者が要介護状態になることを予防するための事業などを実施することとなりました。

この地域支援事業の対象者につきましては、在宅高齢者生活管理指導事業と重複するため、地域支援事業の対象者を生活管理指導事業から除外するものであります。

附則として、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

介護保険の法改正のもとで行われるというような説明であります、具体的に地域支援事業の対象となるということは、本年度と比べて何名から何名に移行されるのか。

それから、その中で、移行するということになれば、予算関係が変わってくるのかというふうに思うわけですが、今の生活管理指導事業に関する条例、要するに介護保険外の部分というのは、その分じゃあ充実するのかどうかということが問われるというふうに思うわけですが、それに絡めて説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） まず、予算から申し上げますと、この後ご審議をいただきますが、これまで一般会計の高齢者福祉費ということで予算を計上してございました。18年度につきましては、介護保険特別会計予算の中の地域支援事業ということで予算の組み替えをお願いする予定であります。

なお、生活指導員の派遣事業につきましては、指導員を派遣して生活習慣を改善するという事業になっておりますが、平成17年度では対象者が2名から多い月で5名ということで、予算額27万9,000円を計上しておったところであります。平成18年度につきましては、合計で15人、74万8,800円ということで、事業費で申し上げますと約3倍ほど予算の増額となっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 介護保険に移行する部分と移行しない分というのはあるんですか、ないんですか。今のが、ちょっとその辺がよくわからなかったんですが。お互い両方並列して残すのか残さないのか。私は移行できない部分もあろうとは思いますが、それがだから通常の福祉という形で手当てされると思うんです。それが計画上どうなるのかということです。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） この両方の事業、おおむね65歳以上ということで、地域支援事業につきましては、これは第1号被保険者を対象にしておりまして、さらには要介護、要支援状態になるおそれのある方について、対象者となるわけであります。

一方、これまで実施している生活管理指導員の派遣事業につきましては、おおむね65歳と

ということで、例えば術後のうちに帰ってきましたけれども、しばらくの間支援が必要だというような方について、実施も可能ということであります。40歳から64歳の第2号被保険者もこの中に、町長が認めれば実施ができるということになっていきますので、18年度予算におきましては、10万円、2名分を術後等の対応ということで予算は残してございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第18号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第20、議案第18号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第18号 御宿町重度心身障者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法が平成17年11月7日公布、平成18年4月1日施行となったことに伴い、御宿町重度心身障者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、ご説明申し上げます。

重度心身障者（児）医療費等の助成制度につきましては、重度心身障害者、児童またはその保護者に対し、医療費、入院時食事療養費の標準負担額などの一部を支給し、医療費等の負担を軽減することによりまして、その健康の保持と生活の安定を確保、福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年度から施行しております。町負担額の2分の1を県が負担するという制度

となっております。

障害者自立支援法の施行によりまして、援護の実施市町村が明確化されることなどから、本事業におけます平成18年4月1日から以降の認定にあたりましては、これまでの住所地で認定するのではなく、援護の実施市町村で認定する旨の認定特例を導入することになりました。全国的にも、重度心身障害者医療助成の住所地特例化を進めておりまして、千葉県でも自立支援法施行にあわせ改正をするものであります。

附則としまして、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第19号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第21、議案第19号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第19号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本条例は、第1号被保険者が負担する介護保険料率の引き上げをお願いするものであります。

第3期介護保険事業計画でのサービスの利用状況や供給量の見込み、また介護保険制度の大幅な改正などにより、保険料の算出をした結果、介護保険料率の基準額が3万2,400円と見込まれたことから、本条例の一部を改正させていただくものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ご説明いたします。

本年度は、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の3年に1度の見直しの年となっております。平成18年度から平成20年度の第3期介護保険事業計画につきましては、先日議員の皆様にご報告をさせていただきました。

この計画の見直しをするにあたりましては、介護サービスの利用意向を勘案し、また介護保険制度改正により新たに開始される地域支援事業などを含め、利用サービスの需要、供給量を見込み、介護報酬額の改正を踏まえた中で、介護保険給付費の総費用額を算出いたしました。それによりまして、第1号被保険者の負担すべき保険料が決定いたしましたので、本条例第2条によりまして保険料率の一部改正などをお願いするものであります。

保険料の基準額は3万2,400円で、保険料率は13.7%の増となります。保険料は政令の基準に従って条例で定めることになっておりますが、今般の法改正では、所得が低い人の負担能力により、きめ細かく対応できるように、保険料率の所得段階が見直され、現行第2段階市町村民税世帯非課税者に属するものが、所得により2分割され、保険料の所得段階がこれまでの5段階から6段階と改められました。

また、平成17年度税制改正により、保険料が上昇するものへの激変緩和措置として、平成18年度から2カ年間の激変緩和措置が定められましたことにより、保険料率の特例を設けるものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第2条の保険料率の期間ですが、「平成15年度から平成17年度」とありますものを、「平成18年度から平成20年度」に改めるものです。

保険料率につきましては、第1段階と第2段階をそれぞれ1万6,200円に、第3段階を2万4,300円に、第4段階を3万2,400円に、第5段階を4万500円に改め、新たに第6号として第6段階を4万8,600円とするものであります。

第4条につきましては、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失があった場合の保険料の算定方法を定めたものでありますが、第4条3項中「又は第4号口」「第4号口又は第5号口」に改め、「第4号」を「第5号」に改めるものであります。

第7条の延滞金につきましては、端数処理を10円としておりましたが、介護保険法第143条により、保険料や徴収金については、地方税法を準用することと定められておるため、地方税法第20条4の2によりまして、1,000円未満に改めるものであります。

第10条は字句の訂正で、「町民税」を「市町村民税」とするものであります。

第12条につきましては、罰則を規定したものであります。法改正により要支援認定の更新についての条文を加えるものであります。

附則第1条として、この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。

附則第2条は、新予防給付の施行期日、改正後附則第3条第1項に定める日を平成19年3月31日とするものであります。これは、介護保険法の改正に伴う経過措置を定めたもので、地域包括支援センターが設置できるまでの間は、介護予防支援等の条文は適用せずに、従前の例によるものとするものであります。

附則第3条につきましては、条例第2条の保険料率についての規定で、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料は、従前の例によるものとするものであります。

附則第4条につきましては、裏面の参考資料を添付してございますが、平成18年度から20年度の介護保険料を一覧表にしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例を定めたもので、税制改正により平成18年度からの保険料負担区分が上がる場合、激変緩和措置として平成18年度、平成19年度の基準額の割合を一定額引き下げるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

介護保険料であります。新旧対照表を見ますと、第2条関係であります。第(1)から(6)までということで、これを見ますと一部、要するに真ん中ですか、引き下げになっているというような内容かと思っております。1号被保険者、これが上がっているかと思うんですが、先般お示しいただきました素案を見ますと、平成18年度の計画では17名ですか、予定をされているということですが、でよろしいんですか、ちょっとその辺の数とそれから所得ですが、この階層に係る所得は幾らになっておるのか、それらについてご説明をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、負担段階とともに所得段階別の人数を申し上げますと、平成18年度の数字で申し上げます。第1段階は17名であります。全体の0.6%という比

率になります。2段階が661名で22.8%、3段階が521名で18.0%、4段階が基準額となりますけれども、人数が873名、30.2%、5段階が561名で19.4%、第6段階が260名で9.0%という状況となっております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、今年までの課税状況等を考えまして、例えば第1号の方はたしか1万4,200円から1万6,200円と変わったわけですね。若干5段階から6段階に変わった中で、そういう所得状況の出たり入ったりがあろうかと思うんですけども、第2段階が2万1,300円から1万6,200円ですか、第3か第2かは今回同じということで、その部分が何名になるのかわかりませんが、その部分は引き下げになるかと思うんです。ですから、そうした中で、私が聞いたかったのは、第1号被保険者の所得、これが実際幾らなのかと、ちょっとそれだけ答弁してください。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 第1段階の所得ということでよろしいですか。

これは生活保護受給者または老齢福祉年金受給者の対象者となりますので、これまでの段階と同じになります。生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者ということです。

（「金額」と呼ぶ者あり）

保健福祉課長（氏原憲二君） 金額については、第2段階で申し上げますと、住民税非課税世帯ということで、年金収入が80万円未満ということになってはいますが、これよりさらに老齢福祉年金ということになりますので、さらに所得は下がるということです。

1番（石井芳清君） 非課税の方からの部分が多くなると。人数的には少ないのかもわかりませんが、この辺が今回の改定で一番わかりにくい部分なんです。これについては細かい説明がなかったかと思いますが、じゃあ具体的にこうした中で、どうしてもこれは払えないという場合の減免措置というものは、どういうものを考えておられるのかどうか。非課税でしかもそういう非常に低所得の中で税率が上がる。今でも例えば1日1食抜いて2食で済ませているというようなお宅もあろうというような話も聞いたことがあるわけですが、そうした中でわずかではあるかも知れませんが、これ以上の負担増というのはいかがなものなんでしょうか。間の階層については、今回の改定で引き下げになるということでもありますけれども、17人なんですから何とかありませんか、これ。町からそういう分、介護保険事業につきましては自治事務だというふうに伺っておりますので、その辺について町長の裁量権を含めて、そうしたものの検討というものがあってしかるべきだというふうに思うわけがあります

けれども、その回答をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） この17名の方は、ほとんど生活保護の受給者ということになっておりまして、これについては保護費の中に大枠では含まれているという形になりますので、支払えないということではないかと思えます。

また、補足説明をさせていただきますけれども、基準額以下の第2段階、第3段階につきましては、今回の激変緩和措置ということで、当面の間については、18年、19年については、これまでの保険料額とさほど差がないもしくは下回っているような状況であります。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第20号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第22、議案第20号 御宿町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第20号 御宿町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、基金の運用にあたり、基金の額を減額するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） では、議案第20号について説明いたします。

本条例は、公共用地を先行取得することにより、円滑な事業執行を図るための基金条例であります。

引き上げ理由は、今後大きな公共用地を取得する事業が見込まれないためです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

石井芳清君。

1番（石井芳清君） 引き下げた額ですが、3,500万円から2,500万円とした理由は何なんでしょうか。

それから、この土地開発基金の今までの利用状況ですが、大分久しいかと思いますが、最後に運用したのはこういったような事業があったんでしょうか。

それから、とりあえず2,500万円ということで残したわけでありましてけれども、今後どのような事業を考えておられるのでしょうか。それについて説明をいただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 引き下げた理由につきましては、1,000万円引き下げたわけですがけれども、提案理由にも申し上げたようにまず今までは道路0109号線や、駅前の駐車場を買ったりとかそのようなものに運用していたわけですがけれども、今後そのような建設事業は見込まれないということです。

最後ですがけれども、駅前の駐車場や須賀の多目的広場、新町の旧加工組合等の取得に基金運用しているところでございます。

それで、現在基金の状況でございますけれども、千葉県土地開発公社に2,450万円を預託金として預けてあります。また、町の基金として50万円を預金してありまして、合計2,500万円が基金として残っているところでございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 3,500万円から2,500万円にした理由なんです。今幾ら残っているかという話を聞いているわけではありまして、2,500万円の妥当な理由ですよ。3,500万円の理由。全然今のはよくわからなかったんですが。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） ですから、今後大きな事業、先行取得するような土地の取得が見込みがないということです。それで、基金の額を減らしたということです。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今日本日、特別職3割もカットしながら、町政運営を執行していこうというわけでありまして、それじゃあこれを50万円程度にすればよろしいんじゃないですか。

そうしたら運用できるじゃないですか、その分だけ。そういうことなんですよ。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 土地開発基金というのは、先行取得する場合には、取得する金額を全額千葉県土地開発公社から借りるわけです。それで、借りる場合は取得金額の8%を千葉県土地開発公社の方に預託金として預けなければならなくて、現在2,450万円を預託金として預けてあるわけです。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

これより、2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時54分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

日程の変更

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ここで、議事日程を変更し、日程第31、議案第29号 平成18年度御宿町一般会計予算の提案理由の説明を先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ご異議ないと認めます。

日程の順序を変更し、日程第31、議案第29号を先議することに決定いたしました。

議案第29号の上程、説明

議長（伊藤博明君） 日程第23、議案第29号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第29号 平成18年度御宿町一般会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。

平成18年度一般会計予算は、歳入歳出予算の規模を27億3,100万円とし、平成17年度に比べ7億6,000万円の減、率にして21.8%の減としました。

三位一体改革により、国庫支出金が一般財源化され、また交付税が減額となる中、福祉施策における義務的経費の増加、公債費の増加などにより、大変厳しい予算編成となりました。

主要事業としては、御宿中学校改築事業を最重点施策として位置づけ、外溝工事や屋内運動場の設計を計画しました。

産業の振興では、岩和田漁港の整備、中山間地域の測量、イノシシ被害対策、観光振興事業などを実施します。また、社会基盤の整備としては、実谷地先の県道バイパスの接続道路として町道0106号線の改良工事を継続して実施します。

収支の均衡にあたっては、経常経費のさらなる縮減、事務事業の見直しを図るとともに、特別職給与、管理職手当の見直し、調整手当の廃止や職員数の削減を行うこととし、経費の抑制に努めました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成18年度御宿町一般会計予算案につきまして、説明いたします。予算概要書より説明いたします。

予算概要書の2ページ4、町の予算編成と予算編成の状況については、そこに記述してありますけれども、18年度の主要事業としては、中学校改築関連事業を最重点施策として、その他すべての事業について緊急度や効果の視点から再検討を行うこと。国が目途とする18年度までの三位一体改革への対応を図ることとしました。

予算協議においては、制度改革による民生費の児童、老人医療関係の義務的経費が自然増となり、また過去の投資的事業や臨時財政対策債の多額の借り入れ、中学校建設事業債の借り入れに伴う公債費の伸び等により、各課との数次にわたる協議査定を重ねる厳しい予算編成となりました。

数値的なものを8ページより説明いたします。

町税が9億2,145万7,000円で、33.7%の構成です。続いて、11款の地方交付税が6億6,000万円で24.2%、13款の分担金及び負担金2億7,530万5,000円で10.1%となっています。

歳出を10ページより説明いたします。

3款民生費が5億6,797万1,000円で20.8%を占め、次いで総務費が5億44万8,000円で18.3%、4款の衛生費4億8,727万3,000円で17.85%、11款公債費3億8,793万円で14.2%、9款教育費が2億3,154万4,000円で8.5%となっています。

性質別については、12ページをお願いいたします。

総予算の人件費は31.2%、物件費は21.7%を占めています。投資的経費は5%、公債費が14.2%を占めており、前年度より伸びているものは扶助費、公債費、繰出金であります。

続きまして、予算書より説明いたします。

平成18年度の御宿町一般会計予算総額は、27億3,100万円といたしました。

第2条につきましては、地方債について目的、利率及び償還方法を定めたものであり、詳細は後ほど説明いたします。

第3条は、一時借入金を定めたもので、最高額を1億円といたします。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものです。

地方債について9ページより説明いたします。

第2表に記載してあります4事業について、総額1億6,090万円を限度額として借り入れ予定としております。

歳入について、12ページの事項別明細書により説明いたします。

町税は9億2,145万7,000円を見込み、前年度より322万4,000円の増額となりました。固定資産税は大幅な減額ですが、一方税制改正により、定率減税や税源移譲を19年に控えた徴収強化をすることにより、昨年と比べ横ばいとなる額を計上いたしました。

13ページの地方譲与税については9,400万円を計上し、前年度より2,200万円の増となりました。児童手当の国庫負担率の引き下げなどが税源移譲されたことによる増でございます。

14ページの3款利子割交付金から16ページの9款地方特例交付金までは、決算の推移や税収見込み等を考慮し適正額を計上いたしました。

16ページ、10款地方交付税は6億6,000万円を計上いたしました。減額は、国勢調査による人口減少や17年度の単年度のみの方の町民の方の特別な増収による減額が影響したものでございます。

17ページ、12款分担金及び負担金は2億7,530万5,000円です。このうち、いすみ市のごみ

処理分担金が87%を占めております。

13款使用料及び手数料は7,113万1,000円を計上いたしました。有料の観光施設入場料等や住民課、税務課等の窓口業務の諸証明手数料を計上しております。

19ページ、14款国庫支出金は7,357万9,000円で、1億3,535万円の減です。これは、中学校の改修事業が主なものと民生費に関する制度改正によるものも減額の要因となっております。

22ページ、15款県支出金は1億1,608万6,000円で、870万6,000円の減額となりました。減額の要因は、重度障害者医療補助や児童手当の負担金が増加していますが、主な減額としては県の総合補助金の廃止または国勢調査が今年はないので、委託金の減です。

26ページ、16款財産収入については、町有地の貸付金や土地売り払い金等に4,150万1,000円を計上いたしました。

27ページ、18款繰入金6,100万1,000円を計上いたしました。老人保健特別会計から学校建設基金までの繰り入れを計上いたしました。

28ページ、19款繰越金については、執行状況の推移と留保財源を考慮し計上いたしました。

29ページ、20款諸収入4,813万9,000円を計上いたしました。延滞金は町税の延滞金です。雑入については、観光施設の売り上げやごみリサイクルの紙、金属等の売上金、またJRの返還金、また18年度新しく見込まれるものは、宝くじ助成金として七本地区の集会所建設のための助成金1,030万円を計上いたしました。

30ページの説明で、18年度より住民健診及びがん検診に対する経費の一部を負担していただくことになりました。

31ページ、21款町債につきましては、本年度の主要事業に対しての財源対策として公的資金を借り入れます。計上額は1億6,090万円です。

歳出につきましては、33ページより説明いたします。

議会費につきましては、議員報酬と事務局員の人件費が主なものでございます。

34ページの総務費は、5億44万8,000円で、主な内容は庁舎管理経費や財産管理費、行政区に関する経費また税の徴収経費や賦課経費、戸籍関係に関する経費、統計に関する経費を計上いたしました。

特別職の給与の引き下げ、管理職手当等の引き下げ、調整手当の廃止等で経常経費の圧縮により8.8%の減となりました。

39ページの諸費として、地域防災組織の結成による防災備品購入と活動費を計上いたしました。18年度は御宿台地区の自主防災組織の結成と七本地区の集会所について、宝くじ助成

金を活用した集会所建設を計画しております。

46ページ、民生費につきましては5億6,797万1,000円です。国民健康保険、老人保健の3特別会計への繰出金が2億1,593万9,000円で、民生費の38%を占め、前年度より2%の伸びとなっております。

また、施設入所措置や生活管理指導員派遣、日常用具等の給付など高齢者や障害者の福祉充実を図るための経費や、子育て支援のための時間外延長保育や放課後児童クラブの経費を計上いたしました。

保育所の運営につきましては、保育士の登録制を活用し、柔軟な対応により安心できる保育に努めてまいります。

54ページ、衛生費は4億8,727万3,000円です。老人保健、母子保健など町民の健康に資する健診事業、乳幼児医療に関する経費や国保国吉病院への負担金を計上しております。

56ページ、環境衛生費は、海岸の環境美化やいすみ市への火葬業務の負担金を計上しております。

58、59ページの清掃費は、清掃センターの運営が主であり、18年度は施設運転管理委託業務を大幅に見直しました。

60ページのし尿処理費は、夷隅環境衛生組合に係る負担金が主なものでございます。環境衛生組合では、17年度は財政調整基金を1億円繰り入れて計上いたしましたが、18年度は4,500万円と減額され、その分構成団体への負担金が増えることになりまして、御宿町は約900万円の負担増となりました。

上水道費は、水道企業会計の運営費補助1,000万円と南房総広域水道企業団への補助金と出資金で、1,804万5,000円を計上いたしました。

61ページ、農林水産業費は7,857万2,000円を計上いたしました。農業費では中山間地域農業総合整備事業導入にあたりまして、63ページの委託料で測量費の業務を計上いたしました。64ページのイノシシ被害防止に対しては、県の補助を受けまして農家に対しての補助事業を計画いたしました。

65ページ、水産業につきましては、漁協への漁業振興対策に対する補助事業の継続実施と、国・県の助成を受けまして継続して実施いたします岩和田漁港の整備事業として3,003万8,000円を計上いたしました。

66ページ、商工費は商工観光振興費として1億7,089万1,000円を計上いたしました。

67ページ、観光費の海水浴場の運営やイベントやキャンペーンの企画作成をはじめとする

観光振興経費を盛り込みました。

71ページ、土木費は1億880万2,000円を計上いたしました。主なものは、実谷地先の県道勝浦布施大原線バイパスへの取り付け道となる町道0106号の道路改良や、町営住宅の全戸火災報知機設置計画によりまして、18年度は岩和田住宅全戸に火災報知機の設置を計画いたしました。

75ページ、消防費は1億8,629万4,000円を計上いたしました。常備消防費は広域常備消防費の負担金です。18年度は夷隅分署に高規格救急車、大原署に水槽つきポンプ車を導入計画しております。住民の生命と財産を守っていただく非常備消防費として2,005万6,000円を計上いたしました。

77ページ、教育費は2億3,154万4,000円を計上いたしまして、前年度より6億6,206万5,000円と大幅な減額となりました。岩和田小学校の御宿小学校への統合を計画し、その経費として校舎の修繕等400万円の計上、御宿小学校の耐震診断調査として300万円を計上いたしました。

84ページ、中学校校舎改築事業には、屋内運動場の設計業務委託として1,500万円を計上いたしました。17年度の債務負担行為として契約した工事請負費2,854万円を計上いたしました。

93ページ、公債費は3億8,793万円を計上いたしました。前年度より1,277万5,000円の増額となります。臨時財政対策債や道路整備事業、中学校建設事業による償還金の増が見込まれることによりまして増額です。ピークは現在のところ平成23年度で、その額は4億円を超えます。

予備費は300万円を計上いたしました。

以上、平成18年度御宿町一般会計予算総額を27億3,100万円とするものです。

以上で説明を終わります。

延会の宣告

議長（伊藤博明君） 企画財政課長より説明がありましたけれども、これより延会とし、14日までを議案審議及び審査のため休会といたします。

次の本会議は3月15日午前9時から開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時31分）